○**農林水産省告示第二千七百七十五号**

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十八年産のかぼちゃに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十七年十二月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

平成二十八年産のかぼちゃに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる地域とし、当該かぼちゃに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
一類	北海道及び東京都の区域	三三、〇一〇円　二九、七一〇円　二六、四一〇円　二三、一一〇円　一九、八一〇円
二類	北海道及び東京都の区域	一一六、七〇〇円　一〇五、〇三〇円　九三、三六〇円　八一、六九〇円　七〇、〇二〇円
	茨城県の区域	一七九、五〇〇円　一六一、五五〇円　一四三、六〇〇円　一二五、六五〇円　一〇七、七〇〇円
	埼玉県の区域	二四五、八七〇円　二二一、二八〇円　一九六、七〇〇円　一七二、一一〇円　一四七、五二〇円
	宮崎県の区域	二六八、五八〇円　二四一、七二〇円　二一四、八六〇円　一八八、〇一〇円　一六一、一五〇円

○**経済産業省告示第二百七十号**

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十八条の四第二項第二号の規定に基づく液化石油ガス設備士のための養成施設を別表のとおり指定したので、同法第八十八条第一項第二号の二の規定に基づき告示する。

平成二十七年十二月二十二日

経済産業大臣　林　幹雄

別表

指定番号	氏名又は名称	所在地
第九十五号	ジクシス株式会社石岡研修所	茨城県石岡市南台三丁目二十一番十一号

○**国土交通省告示第千二百十八号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年十二月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－568号	仕切り甲板（Ａ60級）	ハイテックス　エコライフ　ＳＭ	株式会社神戸タフ興産	兵庫県神戸市西区白水三丁目１番20号

○**国土交通省告示第千二百十九号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年十二月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－26号	居住区域内に設ける甲板の材料（遮音甲板床張り材）（Ｒｗ＝52ｄＢ）	ハイテックス　エコライフ　ＳＭ（騒音防止システム：１）	株式会社神戸タフ興産	兵庫県神戸市西区白水三丁目１番20号

国会事項

参議院

政府特別補佐人承認

十二月十八日山崎議長は、安倍内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百九十回国会政府特別補佐人として承認した。

人事院総裁　一宮なほみ
内閣法制局長官　横畠　裕介
公正取引委員会委員長　杉本　和行
原子力規制委員会委員長　田中　俊一
公害等調整委員会委員長　富越　和厚

報告書受領

十二月十八日内閣から、次の報告書を受領した。

広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書
長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書
旧軍港市転換事業進捗状況報告書
別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
横浜国際港都建設事業進捗状況報告書
神戸国際港都建設事業進捗状況報告書
奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書
芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書
松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書
軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理解職
国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）

経済産業大臣林幹雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　山本　早苗（高市　早苗）

内閣府特命担当大臣林幹雄帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる（以上十二月十七日）
（松山地方裁判所判事）判事　河合　裕行
（鹿児島地方裁判所判事兼鹿児島家庭裁判所判事）同　**廣谷**　章雄
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）
（松山地方裁判所判事・松山簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　山口　雅嵩
（鹿児島地方裁判所判事兼鹿児島家庭裁判所判事・鹿児島簡易裁判所判事）同　大須賀　滋
兼官を免ずる（各通）（以上十二月十八日）